附則第九条第一項、第二項及び第四項から第七項までの規定中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改め、同条第十項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に改め、同条第十一項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改め、同条に次の一項を加える。

22　特定吸収分割会社（電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）第一条による改正前の電気事業法第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者又は同項第四号に規定する卸電気事業者であつた者であつて、平成二十七年六月二十四日から平成三十二年四月一日までの間（以下この項において「特定期間」という。）に会社法第七百五十七条の規定により吸収分割をする同法第七百五十八条第一号に規定する吸収分割会社をいう。以下この項において同じ。）又は特定吸収分割承継会社（特定期間内に同法第七百五十七条の規定により特定吸収分割会社からその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する会社であつて、電気事業法第二条第一項第二号に規定する小売電気事業、同項第八号に規定する一般送配電事業、同項第十号に規定する送電事業又は同項第十四号に規定する発電事業のいずれかを営む会社法第七百五十七条に規定する吸収分割承継会社（当該特定吸収分割会社がその設立の日から引き続き発行済株式の全部を有する株式会社に限る。）をいう。以下この項において同じ。）が、当該特定吸収分割会社と当該特定吸収分割承継会社との間で行う取引（特定吸収分割会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を二以上の特定吸収分割承継会社に承継させた場合には、それぞれの特定吸収分割承継会社との間で行う取引を含む。）のうち、電気の安定供給の確保のため必要なものとして総務省令で定めるものを行う場合における第七十二条の十二第二号の各事業年度の収入金額は、平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、第七十二条の二十四の二第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した収入金額から政令で定める金額を控除した金額による。

附則第十条第一項及び第三項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

附則第十一条第一項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同条第三項中「の宅地」を「第二条第一号に掲げる宅地」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同条第四項、第五項、第七項及び第十項から第十二項までの規定中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同条第十三項中「不動産特定共同事業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十六号）の施行の日から平成三十一年三月三十一日まで」を「平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで」に改め、同項第一号イ中「もの」の下に「として政令で定めるもの」を加え、同条第十六項中「第十条第八項第五号」を「第十条第七項第六号」に、「第四十二条の四第八項第七号」に改め、同条に次の一項を加える。

17　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の十四第一項に規定する帰還環境整備推進法人が同法第三十三条第一項に規定する帰還環境整備事業計画に記載された事業（同法第三十二条第一項に規定する特定公益的施設又は特定公共施設のうち総務省令で定めるもの（以下この項において「対象特定公共施設等」という。）の整備に関する事業に限る。）により整備する対象特定公共施設等の用に供する土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成三十四年三月三十一日までに行われたときに限り、当該土地の価格の五分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

附則第十一条の四第一項中「その他これに類するものとして総務省令で定めるもの」を削り、「平成二十三年改正法の施行の日の翌日から平成三十一年三月三十一日まで」を「平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで」に改め、同条第三項、第四項及び第六項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

附則第十二条の二第一項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同条第二項中「（第百十三条第一項の」を「（第百十三条第二項に規定する」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項第四号イ(1)(i)中「及び次条」を「、次条及び附則第十二条の二の四」に改め、同項第五号中「。次条」の下に「及び附則第十二条の二の四第二項第四号」を加え、同号イ(1)及び(2)中「及び次条」を「、次条及び附則第十二条の二の四第二項第四号」に改め、同項第六号中「。次条」の下に「及び附則第十二条の二の四第四項第五号」を加え、同号ハ(1)(i)中「平成二十八年十月一日」の下に「（車両総重量が三・五トンを超え七・五トン以下のものにあつては、平成三十年十月一日）」を、「次条」の下に「及び附則第十二条の二の四第四項第五号」を加え、同号ハ(1)(ii)中「及び次条」を「、次条及び附則第十二条の二の四第四項第五号」に改める。

附則第十二条の二第二項中「次に掲げる自動車」を「ガソリン自動車（車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックであつて、次の各号のいずれにも該当するもので総務省令で定めるものに限る。）」に、「第十三項」を「第十二項」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項各号を次のように改める。

一　次のいずれかに該当すること。

イ　平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

ロ　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

二　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十二条の二の二第三項中「第十三項」を「第十二項」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同条第四項中「次に掲げる自動車」を「ガソリン自動車（車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックであつて、次の各号のいずれにも該当するもので総務省令で定めるものに限る。）」に、「第十三項」を「第十二項」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項各号を次のように改める。

一　次のいずれかに該当すること。

イ　平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

ロ　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

二　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値以上であること。

附則第十二条の二の二第五項中「第十三項」を「第十二項」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項第一号中ロをハとし、イをロとし、ロの前に次のように加える。

イ　乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1)　次のいずれかに該当すること。

(i)　平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii)　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2)　エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十二条の二の二第五項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で総務省令で定めるもの

イ　次のいずれかに該当すること。

(1)　平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。